

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
令和5年度兵庫区北部空家対策事業に係る委託契約	R5. 4. 1	特定非営利活動法人兵庫区山手を活かす会	3,982,000	<p>本業務は、空家率が特に高い兵庫区北部地域において、地域活性化や地域交流、地域福祉の向上につながる空家の利活用に資する取り組みを行うものであり、その遂行にあたっては、空き家に対する深い見識、専門知識が不可欠なのはもちろん、兵庫区北部の地域性への理解や、空き家問題の背景にある相続などの幅広い知識が必要となる。さらに、空き家を利活用するためには、様々な業種とのネットワークと、アイデアを具体的な事業として実行するためのノウハウが必要である。</p> <p>「特定非営利活動法人 兵庫区山手を活かす会」は、建築士・税理士・大工・事業コーディネーターなど、本業務の遂行に必要な多様な専門人材が参画し、各方面の専門の知見を活用している。特に、当該法人代表は、中小企業診断士として中小企業経営のコンサルティングをしているほか、産業振興財団の創業・事業化支援アドバイザーなども務めるなど、事業化に関するノウハウと、多様な業種との幅広いネットワークとを有している。さらに、同法人は、県内の南あわじ市福良地区や神崎郡神河町において、地元自治体と連携した空家再生による地域活性化事業に顕著な実績を有する学術研究者が在籍している。</p> <p>兵庫区内で空家利活用に関する相談を常設で行い、地域の事情も熟知している団体であり、本業務の委託先として同法人が最適と考えられる。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)</p>	兵庫区総務部地域協働課 (TEL:078-511-2111)
令和5年度兵庫区の観光ボランティア及び魅力発信に関する業務に係る委託	R5. 4. 1	ひょうご観光ボランティア	1,716,000	<p>本業務は、兵庫区の歴史的遺産やまちの魅力を活かして、観光ボランティアや地域ネットワーク等を活用した観光案内やガイドツアーなどを実施することにより、観光及び地域交流の促進を図る。また、SNS等を活用して広く情報発信することにより、区内外に関心を高めるものである。</p> <p>ひょうご観光ボランティアは、兵庫区の魅力資源を市内外に広く知らせ、訪れる方に観光案内等のおもてなしができるように、平成17年、兵庫区がまち育てサポーターと共に立ち上げた。平成22年度には「区長との協働実践提携による協定」を締結し、兵庫区歴史花回道構想を推進するため、兵庫区内の観光案内やガイドツアー等、地域ネットワークを活用して兵庫区に協力して活動してきた実績がある。</p> <p>兵庫区内で地域ネットワークを有し、これまでの活動実績により年間を通じて上記業務を実施できるのは当団体以外なく、当団体に委託することが最も適当である。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)</p>	兵庫区総務部地域協働課 (TEL:078-511-2111)